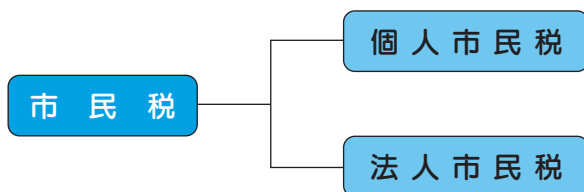


# 市 民 税

市民税は、県民税とあわせて市・県民税（または住民税）とよばれ、市が市民の皆さんの日常生活に直接結びついたいろいろな業務を行うために、必要な経費を市民の皆さんに広く分担していただくという性格をもっています。

市民税には、個人が負担する**個人市民税**と法人が負担する**法人市民税**とがあります。



## 個人市民税

**個人市民税**は、**1月1日**に住所のある市町村で**個人県民税**と一緒に課税されます。個人市・県民税は均等に負担していただく**均等割**【⇒P19】と、前年中の所得に応じて負担していただく**所得割**【⇒P19】があります。

### 1. 個人市民税がかかる人(納税義務者)

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税金	
	均 等 割	所 得 割
市内に住所のある個人	○	○
市内に事務所・事業所または家屋敷を有するが、住所はない個人	○	

#### 【注意】

市内に住所があるか、または事務所などがあるかは、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で判断されます。

## 2. 個人市民税がかからない人(非課税該当者)

均等割も所得割もかからない人 (非課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護法の規定により生活扶助を受けている人</li> <li>○障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人</li> <li>○前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一生計配偶者、扶養親族がいない人 415,000円</li> <li>・同一生計配偶者または扶養親族がいる人  <math>315,000円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) + 100,000円 + 189,000円</math> </li> </ul> </li> </ul>
所得割がかからない人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一生計配偶者、扶養親族がいない人 450,000円</li> <li>・同一生計配偶者または扶養親族がいる人  <math>350,000円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) + 100,000円 + 320,000円</math> </li> </ul> </li> <li>○所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人</li> </ul>

※同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人

※総所得金額：給与所得、事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得、雑所得、利子所得及び総合譲渡所得の金額の合計額（ただし、利子所得のうち、県民税利子割の課税対象となるものは含まれない。）

※合計所得金額：純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地・建物の譲渡所得金額（特別控除前）、上場株式等に係る配当所得の金額（損失繰越控除前）、株式等の譲渡所得等の金額（損失繰越控除前）、先物取引に係る雑所得等の金額（損失繰越控除前）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額（ただし、退職所得金額は分離課税の対象となるものは含まれない。）

※総所得金額等の合計額：合計所得金額に純損失、雑損失の繰越控除等を適用して計算した金額

### ◎均等割、所得割の非課税基準

扶養	均等割(合計所得金額)	所得割(総所得金額等の合計額)
0人	415,000円以下	450,000円以下
1人	919,000円 //	1,120,000円 //
2人	1,234,000円 //	1,470,000円 //
3人	1,549,000円 //	1,820,000円 //
4人	1,864,000円 //	2,170,000円 //
5人	2,179,000円 //	2,520,000円 //
6人	2,494,000円 //	2,870,000円 //
7人	2,809,000円 //	3,220,000円 //
8人	3,124,000円 //	3,570,000円 //
9人	3,439,000円 //	3,920,000円 //
10人	3,754,000円 //	4,270,000円 //

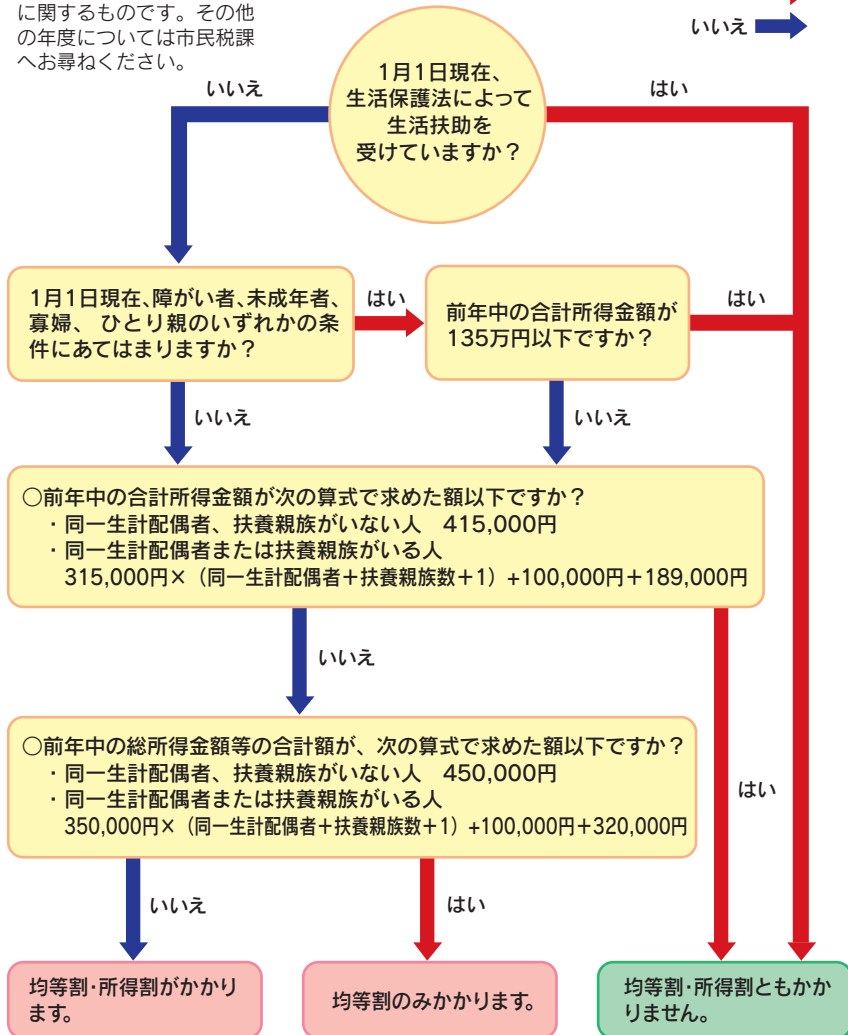
## 個人市・県民税がかかる人、かからない人

次の設問に答えて、あなたは佐賀市でどのような個人市・県民税がかかるかみてみましょう。

※この内容は令和7年度課税に関するものです。その他の年度については市民税課へお尋ねください。

はい 

いいえ 



### 3. 今年度(令和7年度)から適用される主な改正点

#### 1 同一生計配偶者に係る市・県民税の定額減税(令和7年度のみ適用)

令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下で所得割が課税され、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(注1)を有する人について、令和7年度に限り市・県民税の所得割額から1万円が減税されます。

注1:控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で、当該配偶者の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。ただし、国外居住者は除きます。

#### 2 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充措置

- ①子育て世帯(19歳未満の扶養親族を有する世帯)または若年夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)が認定住宅等を新築し、令和6年中に入居した場合は、令和4・5年の借入限度額の水準が維持されます。

	認定住宅 (長期優良住宅・低炭素住宅)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
子育て世帯・ 若年夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円
それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

- ②新築住宅(認定住宅等)の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の者に限る)について、建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。

#### 3 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅について、省エネ基準適合を要件化

令和6・7年に入居する新築住宅が省エネ基準(注2)に適合していなければ、住宅借入金等特別税額控除を適用することはできません。ただし、令和5年12月31日までに建築確認を受けた、または令和6年6月30日までに建築された新築住宅は、借入限度額を2,000万円として10年間の控除を受けることができます。

注2:省エネ基準に適合した新築住宅、認定住宅とは、長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅のことをいいます。

## 4. 税額の計算

個人市・県民税は均等割と所得割、森林環境税（国税）の合計です。

$$\text{個人市・県民税額} = \text{1 均等割額} + \text{2 所得割額} + \text{3 森林環境税(国税)}【\Rightarrow\text{P30}】$$

### 1 均等割

均等割は市民の皆さんに広く負担していただくもので、次のように定められています。

均等割の額

市民税(年額)	3,000円
県民税(年額)	1,500円(内、佐賀県森林環境税500円)

※佐賀県森林環境税(県民税)は、平成20年度から導入され、令和9年度まで延長されています。

### 2 所得割

所得割は前年1年間（1月1日から12月31日まで）の所得をもとに次のような順序で計算されます。

$$\text{①所得金額} - \text{②所得控除} = \text{③課税標準額}$$

$$\text{課税標準額} \times \text{④税率} - \text{⑤税額控除} - \text{⑥その他の控除} = \text{所得割額}$$

- ①所得金額：収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた金額【⇒P20】
- ②所得控除：配偶者や扶養をしている親族がある人など個人的な事情を考慮するため、所得金額から差し引く金額【⇒P22】
- ③課税標準額：税額を算出するうえで基準となる金額【⇒P26】
- ④税率：市民税6%・県民税4%【⇒P26】  
※分離所得の税率は個別に規定されています。【⇒P33】
- ⑤税額控除：調整控除のほか、寄附金や配当所得などのある人が受けられる控除【⇒P26】
- ⑥その他の控除：配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除【⇒P30】

## ① 所得金額

所得金額は、一般に収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。

### 所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税	給与所得	給与、賃金、賞与など 収入金額－給与所得控除額【⇒P21】
	事業所得 (営業等、農業)	事業をしている場合に 生じる所得 収入金額－必要経費
	不動産所得	地代、家賃など 収入金額－必要経費
	配当所得	株式や出資の配当など 収入金額－株式などの元本を取得するために要した負債の利子
	一時所得	賞金、競馬等の払戻金、 生命保険等の満期返戻 金など 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※総所得金額に算入する金額は、上記一時所得金額の1/2に なります。
	雑所得	公的年金等、原稿料 など他の所得に あてはまらない所得 次の①と②を合計した金額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額【⇒P21】 ②①以外の雑所得の収入金額－必要経費
	利子所得	公債、社債、預貯金 などの利子 収入金額
分離課税	譲渡所得	土地、建物以外の 資産の譲渡 収入金額－(資産の取得費＋譲渡の経費)－特別控除額(最高 50万円) ※長期譲渡所得の総所得金額に算入する金額は、上記譲渡所 得金額の1/2になります。
	譲渡所得	土地、建物などの資産 の譲渡 収入金額－(資産の取得費＋譲渡の経費)－特別控除額 【⇒P33】
		株式等有価証券の譲渡 収入金額－(株式等の取得費＋譲渡の経費＋借入金の利子)
	上場株式等に 係る配当所得等	上場株式等の配当等 収入金額－株式などの元本を取得するために要した負債の利子
	商品先物取 引に係る雑 所得等	金、大豆などの先物取 引から生じる所得 収入金額－必要経費
退職所得	退職金、退職手当など (収入金額－退職所得控除額【⇒P35】)×1/2	
山林所得	山林(立木)を売った 場合に生じる所得 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)	

## ●非課税所得

下記のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税とされ、個人市・県民税の課税の対象にはなりません。

### 代表的な非課税所得

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など
- ・ 給与所得者の出張旅費、一定額の通勤手当（通勤手当は最高月額15万円まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険の失業給付
- ・ 災害支援金、災害見舞金

## ●給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。ただし、2か所以上から給与の支払を受けた場合は、合計した金額を収入金額として計算します。

給与所得額の速算表

収入金額	所得金額	
1円～ 550,999円	0円	
551,000円～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円	収入金額÷4 ただし千円未満切り捨て (算出金額:A)	A×2.4+ 100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円		A×2.8－ 80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		A×3.2－ 440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	

(小数点以下切り捨て)

## ●公的年金等の所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得となります。公的年金等の所得金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のように計算されます。

公的年金等所得額の速算表

65歳未満

年金収入金額 (A)	年金所得金額 (雑所得)		
	公的年金等以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
1～1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
1,300,000～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
4,100,000～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
7,700,000～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

## 65歳以上

年金収入金額 (A)	年金所得金額 (雑所得)		
	公的年金等以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超~2,000万円以下	2,000万円超
1~3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000~4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000~7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000~9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

※65歳未満・65歳以上とは賦課期日(1月1日時点)での年齢です。

## ●所得金額調整控除

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)~(3)のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得の金額から、以下の算式で求めた金額を控除します。

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- (3) 23歳未満の扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\% (\text{最大15万円})$$

※ただし扶養控除と異なり、複数の納税義務者の扶養親族に該当する者がいる場合、いずれか一人の扶養親族とはみなされず、いずれも所得金額調整控除を適用できます。

② 給与所得の金額と公的年金等にかかる雑所得の金額の双方があり、その合計金額が10万円を超える場合は給与所得の金額から次の算式で求めた金額を控除します。

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{給与所得金額(上限10万円)} + \text{年金所得金額(上限10万円)} - 10\text{万円}$$

## ②所得控除

所得控除は、納税義務者の個々の事情(扶養する親族の有無や病気等による出費の大小等)に応じて税負担が軽減されるように設けられたものです。

税額計算の過程で、申告に基づき控除要件に該当するものについては、所得金額から所定の控除額を差し引くこととなっています。

※この項にある「総所得金額等の合計額」、「合計所得金額」についてはP16参照

## ●雑損控除

前年中に、災害、盗難、横領などによって、本人又は生計を同じくする配偶者その他の親族の生活用資産などに損害を受けたとき(その災害によってやむをえない支出をした場合を含む。)

【控除額】 次のうち、いずれか多い方の金額

- (1) (損害の金額 - 保険金等で補填された金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)
- (2) (損害の金額 - 保険金等で補填された金額)のうち災害関連支出の金額 - 5万円

## ●医療費控除

前年中に、本人又は本人と生計を同じくする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるとき

【控除額】（控除限度額200万円）  
(支払った医療費の金額－保険金等で補填された金額)－[※総所得金額等の合計額×5%]  
※ [ ]内が10万円を超える場合は10万円

## ●医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

特定一般用医薬品等(スイッチ OTC 医薬品)購入費を支払った場合にも医療費控除を受けることができます。

※従来の医療費控除と併せて受けることはできません。

【控除額】（控除限度額88,000円）  
(支払った医療費の金額－保険金等で補填された金額)－12,000円

## ●社会保険料控除

前年中に、本人又は本人と生計を同じくする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険等の保険料など)を支払ったとき

【控除額】 支払った金額

## ●小規模企業共済等掛金控除

前年中に、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の掛金(本人分のみ)、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったとき

【控除額】 支払った金額

## ●生命保険料控除

前年中に、一般の生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を支払ったとき

【控除額】全体の適用限度額 70,000円

○新契約(平成24年1月1日以降の契約)

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

○旧契約(平成23年12月31日以前の契約)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

## ●地震保険料控除

前年中に、地震保険料や旧長期損害保険料（満期返戻金があり、保険・共済期間が10年以上のもので、平成18年12月末までに締結したもの）を支払ったとき

## 【控除額】

地震保険料と旧長期損害保険料の支払額をそれぞれ下の式にあてはめて算出した控除額の合計額（ただし、地震保険料・旧長期損害保険料合計で最高25,000円）

	支払った保険料等の金額	控除額
地震保険料	1円～50,000円	支払額÷2
	50,001円～	25,000円
旧長期損害保険料	1円～ 5,000円	支払額の全額
	5,001円～15,000円	支払額÷2+2,500円
	15,001円～	10,000円

## ●障害者控除

本人又はその同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の方も含む）が障がい者であるとき

【控除額】 1人につき26万円（ただし、※特別障害者は30万円）

同一生計配偶者及び扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合は、23万円を加算

※特別障害者…療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1級又は2級の人など。

## ●寡婦控除

本人が次のいずれかに該当するとき

- (1) 前年中の合計所得金額が500万円以下で夫と死別し、又は離婚した後再婚していない女性（夫が生死不明の場合も含む）で、子以外の扶養親族（※）がいる場合  
※他の人の同一生計配偶者又は扶養親族の場合を除きます。
- (2) 夫と死別した後再婚していない女性（夫が生死不明の場合も含む）で合計所得金額が500万円以下である場合

【控除額】 26万円

## ●ひとり親控除

前年中の合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻をしておらず、生計を同じくする子（※）がいる場合

※総所得金額等の合計額が48万円以下の方（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族の場合を除きます。）

【控除額】 30万円

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。

### ●勤労学生控除

勤労による所得がある学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労以外の所得金額が10万円以下のとき

【控除額】 26万円

### ●配偶者控除

生計を同じくする配偶者の合計所得金額が48万円以下で、他の人の扶養親族でなく、かつ、青色事業専従者、事業専従者でないとき

【控除額】

本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (前年12月31日現在で70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除なし	

### ●配偶者特別控除

生計を同じくする配偶者がいるとき、次の要件を満たす場合に、配偶者特別控除が受けられます。

- ・本人の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ・配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下であること。
- ・配偶者が、青色事業専従者、事業専従者、他の人の扶養親族でないこと。

【控除額】

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	控除なし		

### ●扶養控除

生計を同じくする親族の合計所得金額が48万円以下で、他の人の扶養親族でなく、かつ、青色事業専従者、事業専従者でないとき

【控除額】

控除の対象となる親族（前年12月31日現在）	控除額	
一般扶養親族：16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満	33万円	
特定扶養親族：19歳以上23歳未満	45万円	
老人扶養親族：70歳以上	同居老親等の場合	45万円
	同居老親等以外	38万円

※同居老親等…本人又は配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で、本人又は配偶者と同居を常況としていること

※16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象となりません。

## ●基礎控除

## 【控除額】

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

## ③課税標準額

課税標準額とは、所得金額から所得控除額を差し引いたもの（1,000円未満の金額は切り捨て）で、個人市・県民税の所得割を計算するうえで基準となる金額です。

## ④税 率

	市 民 税	県 民 税
税 率	6%	4%

課税標準額に税率をかけて所得割額を算出します。

$$\text{課 税 標 準 額} \times \text{税 率}$$

※分離所得にかかる所得割額は、上表の税率によらず、個別の税率【⇒P34】をかけて算出します。

## ⑤税額控除

## ●調整控除

税源移譲に伴い生じる個人市・県民税と所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

※合計所得金額が2,500万円を超えると適用されなくなります。

- (1) 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合  
 アまたはイのいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）  
 ア 人的控除額の差の合計額  
 イ 合計課税所得金額
- (2) 合計課税所得金額が200万円を超える場合  
 アからイを控除した金額（5万円未満の場合は、5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）  
 ア 人的控除額の差の合計額  
 イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

## 人的控除額一覧表

		本人の 合計所得金額	人的控除額の差	人的控除額	
				市・県民税	所得 税
障害者控除	普 通	-	1万円	26万円	27万円
	特 別	-	10万円	30万円	40万円
同居特別障害者加算		-	12万円	23万円	35万円
寡婦控除(女性)		500万円以下	1万円	26万円	27万円
ひとり親控除	母 親	500万円以下	5万円	30万円	35万円
	父 親	500万円以下	1万円	26万円	27万円
勤 労 学 生 控 除		-	1万円	26万円	27万円
配偶者控除	一 般	900万円以下	5万円	33万円	38万円
		900万円超 950万円以下	4万円	22万円	26万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円	11万円	13万円
	老 人	900万円以下	10万円	38万円	48万円
		900万円超 950万円以下	6万円	26万円	32万円
		950万円超 1,000万円以下	3万円	13万円	16万円
扶 養 控 除	一 般	-	5万円	33万円	38万円
	特 定	-	18万円	45万円	63万円
	老 人	-	10万円	38万円	48万円
	同居老親等	-	13万円	45万円	58万円
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超50万円未満	900万円以下	5万円	33万円	38万円
		900万円超 950万円以下	4万円	22万円	26万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円	11万円	13万円
	50万円以上55万円未満	900万円以下	3万円	33万円	38万円
		900万円超 950万円以下	2万円	22万円	26万円
		950万円超 1,000万円以下	1万円	11万円	13万円
	55万円以上133万円未満	900万円以下	適用なし	省略	
		900万円超 950万円以下			
		950万円超 1,000万円以下			
		950万円超 1,000万円以下			
基 礎 控 除	2,400万円以下	5万円	43万円	48万円	
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円	32万円	
	2,450万円以上 2,450万円以下		15万円	16万円	
	2,500万円超		適用なし		
			適用なし		

※1

※2

※3

※4

※5

※1 税制改正前(令和2年度まで)の旧寡夫控除の差額  
 ※2 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(所得税36万円、住民税33万円)  
 ※3 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の2/3の差額(所得税24万円、住民税22万円)  
 ※4 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の1/3の差額(所得税12万円、住民税11万円)  
 ※5 税制改正後(平成31年度から)に新たに控除の適用を受けるため控除差額を起因とする新たな負担増が生じないことから、調整控除の対象となりません。

## ● 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、次の式で算出し控除します。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{配当控除の控除率}$$

### 配当控除の控除率

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託等	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※上場株式等の配当所得等について、申告により分離課税を選択すると配当控除は適用されません。

## ● 寄附金税額控除

前年中に、対象となる団体に対して寄附をしたときは、次の額が差し引かれます。

対象団体	控除額	控除対象限度額
地方公共団体 (都道府県、市町村 へのふるさと納税) ※3 ※4	$(\text{寄附金額} - 2,000) \times 10\%^{※1}$ $+ (\text{寄附金額} - 2,000) \times \left( 90\% - \frac{※2 \text{ 所得税の限界税率}}{1.021} \right)$ (注) 下線部(特例控除)は、調整控除後の所得割の2割を限度とする。 (市民税 5分の3 県民税 5分の2)	寄附金(複数の寄附があった場合は合算した金額)のうち、総所得金額等の30%が対象限度額となる。
・佐賀県共同募金会 ・日本赤十字社 佐賀県支部 ・佐賀市(佐賀県)が 条例で定める団体	$(\text{寄附金額} - 2,000) \times 10\%^{※1}$	

※1 10%の内訳…市民税6%、県民税4%

※2 所得税の限界税率…前年中の所得に対して課税される所得税において適用される最高税率

① 課税総所得金額－人的控除の差の合計額【⇒P27】 $\geq 0$ のとき

課税総所得金額－人的控除の差の合計額	所得税の限界税率
195万円以下	5%
195万円超 ～ 330万円以下	10%
330万円超 ～ 695万円以下	20%
695万円超 ～ 900万円以下	23%
900万円超 ～ 1,800万円以下	33%
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	40%
4,000万円超 ～	45%

② ①以外のとき

地方税法に定める割合（詳しくは市民税課にお尋ねください。）

- ※3 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含め、翌年度の市・県民税から控除されます
- ※4 ふるさと納税指定制度の指定対象外の自治体に対する、令和元年6月1日以降に支出した寄附金は、ふるさと納税(特例控除)の対象外です。

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度

次の要件をすべて満たす方は、各自治体に特例申告書を提出することで、所得税の軽減相当額も含めて、翌年度の市・県民税からまとめて寄附金控除を受けることができます

◎確定申告や市県民税申告を行う必要のない方

ワンストップ特例が適用されるのは、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告がなければ確定申告も市・県民税申告も必要でないと見込まれる方に限ります。

◎ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間5団体以内である方

寄附先の自治体が5団体を超過して特例申請がなされた場合は、特例申請がなかったものとみなされますので、確定申告または市・県民税申告が必要です。

※震災に係る義援金等に関する寄附金税額控除の取扱いについて

東日本大震災や熊本地震等の被災地方団体の支援を目的として募金活動を行っている団体（日本赤十字社や中央共同募金会等）に対する義援金は、「ふるさと納税」として市・県民税の寄附金税額控除の対象となる場合があります。

ワンストップ特例の適用はありませんので、確定申告または市・県民税申告が必要です。

## ●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

住宅投資の活性化による景気浮揚を図るため、市・県民税からの住宅ローンにかかる控除が設けられています。

所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人市県民税で次の1、2のいずれか少ない金額が住宅借入金等特別税額控除として適用されます。

※平成19年、平成20年に入居された方には、個人市・県民税の控除はありません。

- 1 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- 2 《平成21年1月～平成26年3月までの入居者》  
所得税の課税総所得金額等の5% (控除限度額 97,500円)  
《平成26年4月～令和3年12月までの入居者》  
所得税の課税総所得金額等の7% (控除限度額 136,500円)  
※住宅費用に含まれる消費税が8%または10%の場合  
それ以外の場合は所得税の課税総所得金額等の5% (控除限度額 97,500円)
- 3 《令和4年1月～令和7年12月までの入居者》  
所得税の課税総所得金額等の5% (控除限度額 97,500円)  
※令和4年中に入居した人のうち、住宅費用に含まれる消費税が10%かつ一定期間内に住宅の取得にかかる契約を締結した場合は、所得税の課税総所得金額等の7% (控除限度額136,500円)

市民税…住宅借入金等特別控除額の5分の3  
県民税…住宅借入金等特別控除額の5分の2

## ●外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税および個人市・県民税に相当する税が課された場合は、一定の方法で外国税額が差し引かれます。

## ⑥その他の控除

### ●配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

県民税配当割が課された配当所得や県民税株式等譲渡所得割が課された株式等譲渡所得を申告した場合は、次の額が差し引かれます。【⇒P34】

市民税…配当割額や株式等譲渡所得割額の5分の3  
県民税…配当割額や株式等譲渡所得割額の5分の2

## 3 森林環境税(国税)

令和6年度から個人市・県民税が課税されている人に対して、森林環境税(国税)1,000円が課税され、均等割と併せて徴収されます。そのため佐賀市では、個人市・県民税の均等割が課税されない人は、森林環境税(国税)も課税されません。

# 令和7年度市・県民税計算例 ①

## 会社員A夫さん(50歳)の場合

### ●令和6年中の収入

給与の収入額 6,000,000円

### ●令和6年中の支払

社会保険料支払額 735,000円

生命保険料支払額(旧制度 一般) 120,000円

### ●家族構成

妻：B子(48歳) 子：C美(19歳) 子：D太(13歳) 母：E子(80歳・同居)  
A夫さん以外は無収入



所得金額(給与所得額の速算表【⇒P21】)

6,000,000円÷4=1,500,000円(1,000円未満は切捨て)

1,500,000円×3.2-440,000円=4,360,000円…(1)

所得控除【⇒P22～】

社会保険料控除	735,000円
生命保険料控除	35,000円
配偶者控除	330,000円
特定扶養控除	450,000円
老人扶養控除	450,000円
基礎控除	430,000円
合計	2,430,000円…(2)

課税標準額(1)-(2)

4,360,000円-2,430,000円=1,930,000円…(3)

## 税額の計算

区 分	市 民 税	県 民 税
課税標準額(3)×所得割の税率 =調整控除前の所得割額…(4)	1,930,000円×6%=115,800円	1,930,000円×4%=77,200円
調整控除額の計算 【⇒P26】	1)合計課税所得金額 1,930,000円 2)人的控除額の差の合計額 410,000円 調整控除は、合計課税所得金額が200万円以下の場合、合計課税所得金額から人的控除額の差の合計額のいずれか少ない金額の5% 410,000円×5%=20,500円 (市:3%=12,300円 県:2%=8,200円)	
調整控除額 …(5)	12,300円	8,200円
調整控除前の所得割額(4) -調整控除額(5)=所得割額…(6) ※100円未満切り捨てます。	115,800円-12,300円 =103,500円	77,200円-8,200円 =69,000円
均等割額 …(7)	3,000円	1,500円
所得割額(6)+均等割額(7)	103,500円+3,000円=106,500円	69,000円+1,500円=70,500円
<b>令和7年度の市・県民税額</b> 【森林環境税(国税)を含む】	106,500円+70,500円+1,000円=178,000円	

## 令和7年度 市・県民税計算例 ②

### 無職B子さん(75歳)の場合

- 令和6年中の収入  
公的年金の収入額 2,500,000円
- 令和6年中の支払  
社会保険料支払額 200,000円  
生命保険料支払額(新制度 一般) 100,000円
- 家族構成  
夫:C男(72歳・公的年金収入700,000円)



所得金額(公的年金等所得額の速算表【⇒P22】)  
2,500,000円 - 1,100,000円 = 1,400,000円…(1)

所得控除【⇒P22～】

社会保険料控除	200,000円
生命保険料控除	28,000円
老人配偶者控除	380,000円
基礎控除	430,000円
合計	1,038,000円…(2)

課税標準額 (1) - (2)  
1,400,000円 - 1,038,000円 = 362,000円…(3)

### 税額の計算

区 分	市 民 税	県 民 税
課税標準額(3)×所得割の税率 =調整控除前の所得割額…(4)	362,000円×6%=21,720円	362,000円×4%=14,480円
調整控除額の計算 【⇒P26】	1) 合計課税所得金額 362,000円 2) 人的控除額の差の合計額 150,000円  調整控除は、合計課税所得金額が200万円以下の場合、合計課税所得金額か人的控除額の差の合計額のいずれか少ない金額の5%  150,000円×5%=7,500円 〔市:3%=4,500円 県:2%=3,000円〕	
調整控除額 …(5)	4,500円	3,000円
調整控除前の所得割額(4) - 調整控除額(5)=所得割額…(6) ※100円未満切り捨てます。	21,720円 - 4,500円 ≒17,200円	14,480円 - 3,000円 ≒11,400円
均等割額 …(7)	3,000円	1,500円
所得割額(6)+均等割額(7)	17,200円+3,000円=20,200円	11,400円+1,500円=12,900円
<b>令和7年度の市・県民税額</b> 〔森林環境税(国税)を含む〕	20,200円+12,900円+1,000円= <b>34,100円</b>	

## 5. 分離所得

### 1 土地建物等譲渡所得

土地、建物等の資産を売ったときの譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

#### ①長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地、建物等の資産を売った年の1月1日における所有期間により**長期譲渡所得**と**短期譲渡所得**に区分されます。

	所 有 期 間	
短期譲渡所得	5年以下	(平成31年1月1日以降に取得)
長期譲渡所得	5年を超える(平成30年12月31日以前に取得)	

【注意】 ( ) : 令和6年中に譲渡があった場合の区分

#### ②譲渡所得にかかる税額の計算

$$\text{譲 渡 所 得} = \text{譲渡の収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} = \text{課税譲渡所得}$$

**譲 渡 所 得:** 分離課税にかかる長・短期譲渡所得については、特別控除前の金額が譲渡所得になります。

**取 得 費:** 売った土地や建物を買入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額控除後の金額）や購入手数料などです。実際の取得費が譲渡価格の5％に満たない場合や分からない場合には、譲渡価格の5％相当額を取得費とすることができます。

**譲 渡 費 用:** 土地や建物売るためにかかった仲介手数料や測量費、立退料、取り壊し費用などです。

**特別控除額:** 政策的に税額を軽減するために設けられた控除です。主なものは次のとおりです。

譲 渡 所 得 の 内 容	控 除 額
収用などによる資産の譲渡	5,000万円
自己の居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円
農地保有合理化等のための農地等の譲渡	800万円
低未利用地等の譲渡(※)	100万円

※令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に行われた譲渡に限ります。

【注意】 ・ケースによって控除額が変わることがあります。  
・均等割【⇒P19】は、上記の特別控除額を差し引く前の所得で算定します。

## 土地建物等譲渡所得の税額計算（一般分）

$$\text{税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率} \left( \begin{array}{l} \text{長期：市民税3\%・県民税2\%} \\ \text{短期：市民税5.4\%・県民税3.6\%} \end{array} \right)$$

### 【注意】

居住用財産等の譲渡の場合や、国または地方公共団体に対する譲渡（収用等）の場合など、一定の要件に該当するときは、税率が異なります。

## 2 申告分離課税の上場株式等の配当所得等 ※

上場株式等の配当所得等について、申告により分離課税を選択すると、配当控除は適用されませんが、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算及び損失の繰越控除を行うことができます。

分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得割額は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

平成28年1月1日以降に支払いを受ける特定公社債等に関する利子所得は申告分離課税の対象となります。（一般公社債の利子所得については源泉分離課税の対象のため原則として申告不要です。）

$$\text{税額} = \text{上場株式等の配当所得等の金額} \times \text{税率} \left( \text{市民税3\%・県民税2\%} \right)$$

## 3 株式等譲渡所得 ※

株式等の譲渡に対する所得割額は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

平成28年1月1日以降に支払いを受ける特定公社債及び一般公社債に関する譲渡所得は申告分離課税の対象となります。

$$\text{税額} = \text{株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times \text{税率} \left( \text{市民税3\%・県民税2\%} \right)$$

### 【注意】

特定口座に保管されている上場株式の場合で「源泉徴収あり」を選択した場合は、確定申告をしなくてもよいことになっています。この場合の徴収は譲渡の対価等の支払いをする方が行います。申告をした場合は、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除されます。また、所得割額において控除できなかった分については均等割額に充当されます。

※税制改正により令和6年度（令和5年中の所得）の申告からは、所得税と異なる課税方式は選択できなくなりました。

## 4 先物取引に係る雑所得

商品先物取引による所得で、一定のものについては他の所得と分離して税額の計算を行います。

$$\text{税額} = \text{先物取引に係る雑所得等の金額} \times \text{税率（市民税3\%・県民税2\%）}$$

## 5 退職所得

退職所得については支払者が、退職者に退職手当などを支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、支払額からその税額を差引いて、これを市に納入することになっています。

### ① 勤続5年以下の役員等に支払われる退職手当等

$$\text{退職所得の金額} = \text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}$$

### ② 勤続5年以下の人（役員等以外）に支払われる退職手当等

（ア）退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 2\text{分の}1$$

（イ）退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円超の場合

$$\text{退職所得の金額} = 150\text{万円} + \text{退職手当等の金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})$$

### ③ ①、②以外に支払われる退職手当等

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職所得手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 2\text{分の}1$$

$$\text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{税率}$$

退職所得控除額は、退職した人の勤務年数により求めます。

## 退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$ (40万円×20年)

- ※ 1. 勤続年数1年未満の端数は切り上げます。
- 2. 退職所得控除額が80万円に満たない場合は、80万円とします。
- 3. 障がい者になったことにより退職する人は、表の控除額に100万円が加算されます。

### 【注意】

1. 税率は、P26に記載されている「④税率」を用います。
2. 退職所得に対する税額は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に居住する市町村に納めていただきます。

## 6 山林所得

山林を伐採し（又は立木のまま）譲渡したことによる所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

**山林所得の金額**＝総収入金額－必要経費－山林所得の特別控除額

**税額**＝山林所得の金額×税率

### 【注意】

税率は、P26に記載されている「④税率」を用います。

## 6. 申告のしかた

1月1日現在、佐賀市に住所のある人は、収入の有無にかかわらず前年中の収入状況を毎年3月15日までに個人市県民税の申告をしていただくことになっています。ただし次の人は申告の必要がありません。

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 勤務先から給与支払報告書が提出された人（ただし、給与の他に収入があった場合は申告が必要となります。）
- ③ 収入が公的年金（障害年金・遺族年金等の非課税の年金を除く）のみの人

※申告しないと適用されない控除がありますのでご注意ください。

申告に必要なもの	前年の収入を証明する書類 控除に関する書類 マイナンバーに関する確認書類
申告受付の期間	毎年3月15日まで
申告受付の場所	市報等でお知らせします。

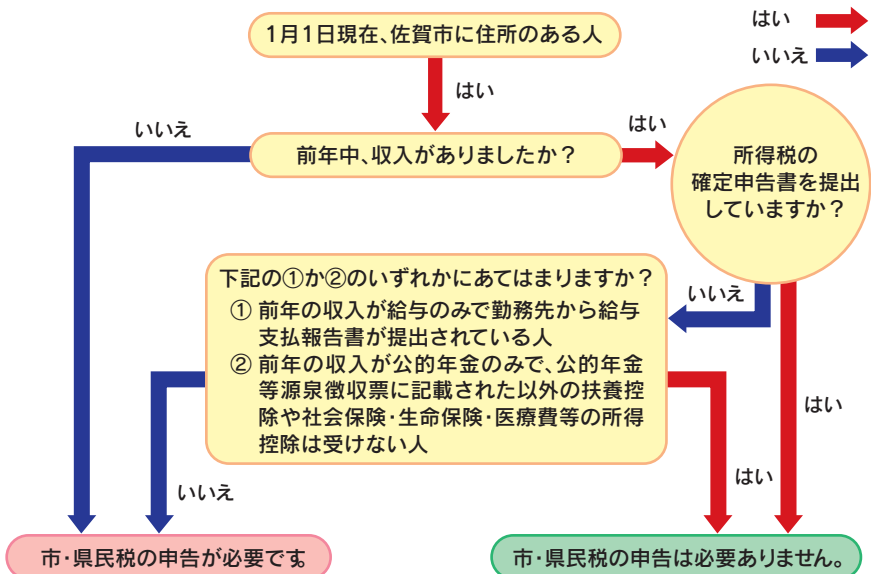
※詳しくは市民税課へおたずねください。



### 給与支払報告書とは

給与所得者の申告書に代わるものです。1月1日現在勤めている人については、給与の支払者が給与支払報告書を市町村に提出することになっています。なお、中途退職者についても、支払金額が30万円を超える場合は提出義務があります。

## 個人市・県民税の申告をしていただく人



※図は標準的な流れを表しています。ご不明な点がございましたら、市民税課にお問い合わせください。

## Question & Answer

ご質問にお答えします。

### 収入がない場合の申告は？



私は、一人暮らしで、前年中収入がありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのでしょうか？



申告は必要です。

もし、申告をしていないと、各種手当を受けられなかったり、所得証明や課税証明が発行できないなど、各種の行政サービスを受けられないことがあります。

市・県民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねていますので、国民健康保険に加入している方は、申告をしないと税の軽減が受けられない場合があります。

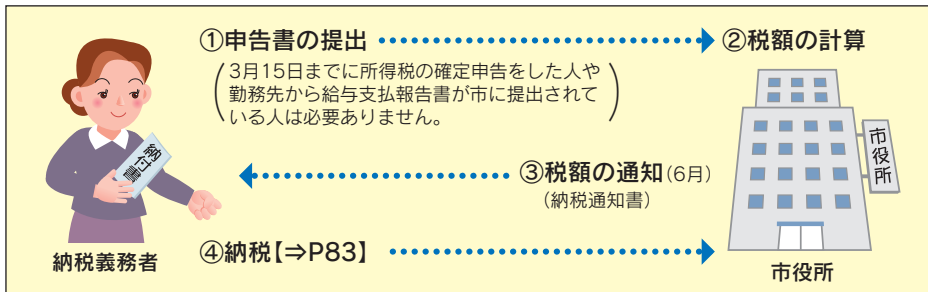
## 7. 納税の方法

個人市・県民税の納税の方法は、**普通徴収**と**特別徴収**の二通りの方法があります。

### 1 普通徴収

事業所得者などの個人市・県民税は、納税通知書によって市から納税義務者個人に直接通知され、通常、6月、8月、10月、12月の4回の納期に分けて納めていただきます。これを**普通徴収**といいます。

#### 普通徴収のしくみ



### 2 特別徴収

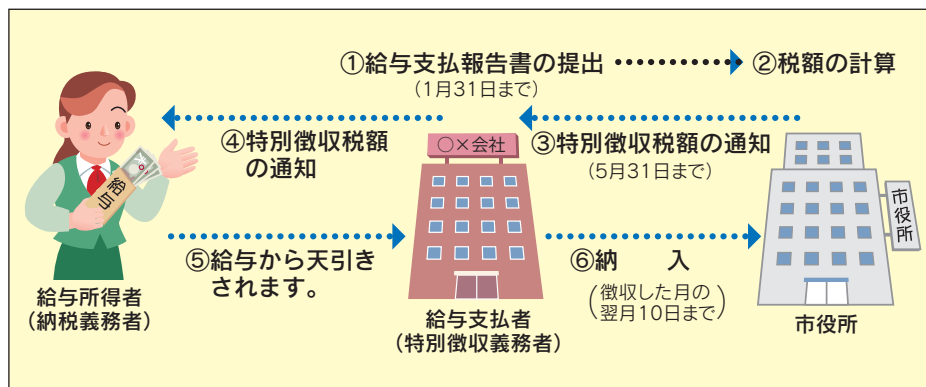
給与所得者や公的年金等を受給される方の個人市・県民税は、支払者があらかじめ個人市・県民税を天引きし、本人に代わって市に納入していただくことになっています。

このような納税のしくみを**特別徴収**といい、特別徴収する給与や公的年金等の支払者を特別徴収義務者といいます。

#### ◇給与からの特別徴収

給与所得者の個人市・県民税は、特別徴収税額通知書によって市から給与の支払者を通じて納税義務者に通知され、通常12回（6月から翌年5月まで）に分けて給与の支払者が毎月の給与から天引きし、これを翌月の10日までに市に納入します。

## 給与からの特別徴収のしくみ



## ◇公的年金からの特別徴収

公的年金受給者の個人市・県民税は、公的年金等の所得にかかる税額について、公的年金の支給の際に公的年金支払者が天引きし、支給月の翌月に市に納入します。

※特別徴収の対象とならない場合があります。

なお、この金額等については、普通徴収の納税通知書に記載され納税義務者本人に直接通知されます。

### (1) 対象者

年度の初日（4月1日）において公的年金を受給している65歳以上の方で、前年中に受給した公的年金等に対して個人市・県民税が課税される方が対象です

ただし、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方、介護保険料が年金から引かれていない方、特別徴収の対象となる個人市・県民税と他の特別徴収される額の合計額が老齢基礎年金等の年額を超える方は対象となりません。

### (2) 徴収する税額

公的年金から特別徴収されるのは、前年中に受給した公的年金等にかかる個人市・県民税です。（給与所得や農業所得など、公的年金等以外の所得にかかる個人市・県民税は、給与天引きや納付書または口座振替で納めていただきます。）

### (3) 特別徴収対象となる年金

特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金等（介護保険料を天引きされている年金と同じ年金）です。

なお、障害年金や遺族年金など非課税の年金は対象とはなりません。

### (4) 具体的な徴収方法

#### 《前の年度に公的年金から特別徴収されていない場合》

- ・ はじめて公的年金から特別徴収される方
  - ・ 前の年に何らかの事情で特別徴収が中止され普通徴収に切り替わった方 など
- 公的年金等にかかる個人市・県民税の2分の1に相当する額を、普通徴収（納付書または口座振替。6月と8月の2期で納めます。）、残り2分の1が特別徴収（公的年金からの天引き。10月、12月、2月の3期に分けて天引きされます。）されます。

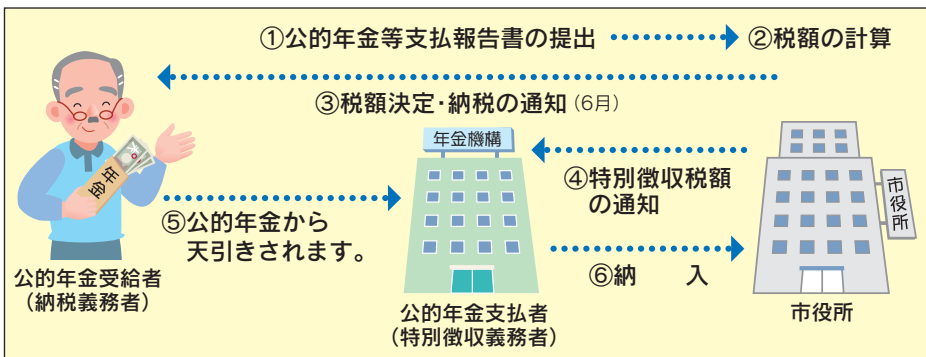
#### 《前の年度に公的年金から特別徴収されている場合》

特別徴収2年目以降は、まず、前年度の公的年金等に係る個人市・県民税の2分の1に相当する額を4月、6月、8月の3期に分けて公的年金から特別徴収されます。（これを「仮徴収」といいます。）

そして、公的年金等にかかる個人市・県民税（6月に税額が決定）のうち、仮徴収された残りの額が、10月、12月、2月の公的年金から特別徴収されます。（これを、「本徴収」といいます。）

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度分の年税額 × 1 / 2			年税額 - 仮徴収税額		

#### 公的年金からの特別徴収のしくみ



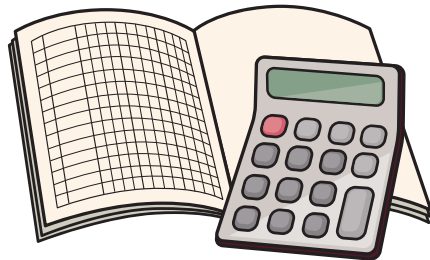
## (5) 特別徴収の停止について

以下のいずれかに該当するときは、公的年金からの特別徴収は停止され普通徴収に替わります。

- ・介護保険料が公的年金から引かれなくなったとき。
- ・公的年金から特別徴収される額(個人市・県民税、所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)の合計額が老齢基礎年金等の合計額を超えたとき。
- ・お亡くなりになったとき。

## (6) 特別徴収の継続について

賦課期日(1月1日)後に市外に転出した場合や公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合については、一定の要件の下で特別徴収が継続されます。



# Question & Answer

ご質問にお答えします。

## 市・県民税と所得税の違いは？



市・県民税と所得税はどのように違うのですか？



市・県民税は地方税、所得税は国税ですが、以下のような違いがあります。

区 分	市・県民税	所 得 税
課税される所得	令和6年中の所得に対して、令和7年度の市・県民税が課税されます(※)。	令和6年中の所得に対して、令和6年分の所得税が課税されます。
税 率	市民税：一律6% 県民税：一律4%  分離譲渡所得等に対する税率もそれぞれ異なります。	7段階の累進課税 (5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%)
所得控除	所得控除額の違いについては下記の対照表を参照してください。	
税額控除	配当控除や寄附金にかかる控除の取り扱いが異なります。	
給与所得者の場合	令和7年度の税額が、令和7年6月から令和8年5月までの毎月の給与から差引きされます(特別徴収)。このため年末調整は行われず、またボーナスからの徴収はありません。	令和6年分の税額が、令和6年1月から令和6年12月までの毎月の給与のほか、ボーナスからも支給額に応じて差引きされます(源泉徴収)。このため徴収された税額と年間の所得額により計算した税額の差額を年末調整で精算します。
非課税措置	未成年者、障がい者等で所得要件(合計所得金額135万円以下)を満たせば非課税となります。【⇒P16】	左記の取り扱いはありません。

※退職所得については、市・県民税もその年に課税、徴収(特別徴収)され、ほかの所得とは別扱いとなります。

### 市・県民税と所得税の主な所得控除額対照表

	市・県民税(令和7年度)	所 得 税(令和6年分)
生命保険料控除	控除の限度額 70,000円 (旧制度分)35,000円(一般・個人年金) (新制度分)28,000円(一般・個人年金・介護医療)	控除の限度額 120,000円 (旧制度分)50,000円(一般・個人年金) (新制度分)40,000円(一般・個人年金・介護医療)
地震保険料控除	25,000円(控除限度額)	50,000円(控除限度額)
配偶者控除	330,000円(上限額)	380,000円(上限額)
配偶者特別控除	330,000円(上限額)	380,000円(上限額)
扶養控除	一 般	330,000円
	特 定	450,000円
	老 人	380,000円
	同居老親等	450,000円
基礎控除	430,000円(上限額)	480,000円(上限額)

#### 【注意】

上記の表に掲載されているもの以外に、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除についても、控除額が異なります。

詳しくはP27 人的控除額一覧表をご覧ください。

## 退職した後の市・県民税は？



私は、令和7年8月に会社を退職しました。市・県民税は給与天引きで納めていましたが、9月のはじめに市・県民税の納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか。



市・県民税は、前年の1月から12月までの所得にもとづいて課税されています。また、特別徴収（給与天引き）は6月から翌年の5月までの12回【⇒P38】に分けて給与から天引きで納めていただきます。

あなたの場合は令和7年8月に会社を退職されていますので、6月分から8月分までの市・県民税は給与から天引きされていますが、9月分から翌年5月分までが給与から天引きできなくなったので、その残額を個人で納めていただくために納税通知書をお送りしました。

### 年の途中で退職した場合の市・県民税

給与所得者が年の途中で退職された場合の個人市・県民税は次のいずれかの方法で納めていただきます。

- ① 退職時に最後の給与か退職金等で残りの分を一括して天引きしてもらう。  
(6月1日から12月31日までの間に退職された場合は、本人の申出によりますが、翌年1月1日から4月30日までの間に退職された場合は本人の申出がなくても、一括して天引きされます。)
- ② 普通徴収となり、市役所から残りの税金分の納税通知書が送られてくるので、その納税通知書により個人で納める。
- ③ 再就職先で特別徴収を継続する。

## 退職した翌年に納税通知書が2度きましたか？



私は、令和6年12月に会社を退職し、令和7年2月に納税通知書により市・県民税を納めました。退職後は収入はありませんでしたが、令和7年6月にも納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか。



市・県民税は、前年中の所得にもとづき課税されます。

特別徴収（給与天引き）の場合は、通常6月から翌年5月までの12回【⇒P38】で給与から天引きされますので、令和7年2月に納めていただいた市・県民税は、令和6年度分の市・県民税のうち、退職により給与から天引きできなくなった残額です。また、令和7年6月に送られてきた納税通知書は、令和6年中の所得（令和6年1月から令和6年12月退職までの所得）にもとづき課税された令和7年度分の市・県民税です。

**Q** & **A** **n**swer

ご質問にお答えします。

## 年の途中で引っ越した場合の市・県民税は？

**Q**

私は、令和7年1月20日にA市から佐賀市に引っ越しました。6月にA市から令和7年度分の納税通知書が送られてきましたが、佐賀市に納めるのではないのでしょうか。

**A**

市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市区町村が課税することになっています。あなたの場合、令和7年1月1日現在はA市に住んでいましたので令和7年度の市・県民税はA市に納めていただくこととなります。

## 妻がパートで働いた場合の市・県民税は？

**Q**

私の妻は、パートに出っていますが、年間収入がいくらまでなら配偶者控除や配偶者特別控除の適用がうけられるのでしょうか。また、妻自身にも税金がかかるのでしょうか。

**A**

通常、パート収入は給与収入となります。【⇒P20】  
夫が妻を扶養する場合、夫の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者控除は、市・県民税、所得税ともにパート年収が103万円（給与所得48万円）以下の場合に適用され、配偶者特別控除は、妻のパート年収が201万6千円未満（給与所得133万円以下）の場合に適用されます。なお、夫や妻の収入金額により控除額が異なります。【⇒P25】  
妻自身の税金は、パートでの年収が所得税では103万円（給与所得48万円）以下、市・県民税では、96万5千円（給与所得41万5千円）以下の場合かかりません。【⇒P16】



## 死亡した場合の市・県民税は？



私の夫は、今年の9月に亡くなりました。今年度の市・県民税の納付額は、あと3期分と4期分が残っていますが、これも納めるのでしょうか？



市・県民税は、毎年1月1日現在にご生存の方に対して、前年中の所得にもとづいて課税されます。そのため、年の途中で亡くなった場合でも、その年度までは全額を納めていただくことになります。この場合、ご遺族など相続人の方が納税義務を引き継ぐことになります。なお、納税通知書が送達される前（例えば2月など）に亡くなった場合でも同様です。ご遺族の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

## ひとり親家庭の者が受けられる制度はありますか？



私は昨年夫と離婚し、その後は私の収入で子どもを育てています。私のようなひとり親家庭の場合、市・県民税の税負担が軽減される制度があると聞いたのですが、どういう制度が受けられるのですか？



市・県民税は、扶養親族の有無や障がいの有無など、納税義務者の個々の事情に応じて税負担を軽減するための所得控除の制度が設けられています。【⇒P22】

離婚や死別により前年の12月31日時点でひとり親になっている場合は、この所得控除の中の、ひとり親控除【⇒P24】が受けられる場合があります。

また、ひとり親に該当する場合、あなたの前年中の合計所得が135万円以下であれば非課税となります。【⇒P16】

## 法人市民税

**法人市民税**は、法人の各事業年度中に、事務所または事業所等があった市町村で課税されます。税額は法人の資本金等の額と従業者数によって決まる**均等割額**と、国の法人税額により算出される**法人税割額**との合計です。

### 1. 法人市民税の納税義務者

納税義務者	納めるべき税金	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に事務所や事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	△
市内に寮・宿泊所等がある法人で事務所または事業所がないもの	○	△
市内に事務所または事業所がある法人課税信託の受託者	△	○

### 2. 税額の計算

$$\text{法人市民税} = \text{均等割額} + \text{法人税割額}$$

#### 1 均等割

法人の資本金等の額と市内にある事務所または事業所等の従業者数に応じて求めます。

##### 均等割の税率

資本金等の額 従業者数	資本金等の額					左記に掲げる法人以外の法人等
	50億円超	10億円超 ～50億円以下	1億円超 ～10億円以下	1,000万円超 ～1億円以下	1,000万円以下	
50人超	3,600,000円	2,100,000円	480,000円	180,000円	144,000円	60,000円
50人以下	492,000円	492,000円	192,000円	156,000円	60,000円	

$$\text{均等割額} = \text{税率} \times \text{事務所、事業所等を有していた月数} \div 12$$

※国の法人税が発生しなかった場合でも、均等割部分については、申告納付しなくてはなりません。

#### 【注意】

資本金等の額および従業者数は、その法人の事業年度の末日で判断します。

平成27年度の税制改正により、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合、均等割額は「資本金と資本準備金の合計額」を基準として算定します。

## 2 法人税割

法人所得に応じて負担し、その基礎となる課税標準額は国の法人税額をもとに計算します。

$$\text{法人税割額} = \text{国の法人税額} \times \text{税率 (8.4\%)}$$

- 平成26年9月30日以前に始まる事業年度の税率は、14.7%が適用されます。
- 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに始まる事業年度の税率は、12.1%が適用されます。

ただし、佐賀市以外にも事務所または事業所等がある法人は、下記の計算式により従業者数の割合で按分して法人税割額を算出します。

$$\text{法人税割額} = \frac{\text{国の法人税額}}{\text{全従業者数}} \times \text{佐賀市内の従業者数} \times \text{税率}$$

## 3. 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間（予定）申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付するよう決められています。

令和2年4月1日以後に開始する事業年度からは、資本金等の額が1億円を超える法人は電子申告（eLTAX）が義務化されています。

申告区分		納めるべき税額		申告と納付の期限
		均等割	法人税割	
中間申告	予定申告	6か月分	前事業年度の確定申告の 法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始日から6か月を経過した日から2か月以内
	中間申告	6か月分	事業年度開始日から6か月の期間を、1事業年度とみなして仮決算により計算した額	
確定申告		12か月分	国税の法人税額をもとに計算した額 ※ただし、中間（予定）申告により納付した税額がある場合は、その額を差し引きます。	事業年度終了日の翌日から2か月以内

### 【注意】

中間申告は、いずれか（予定申告・中間申告）の方法が選択できます。国の法人税の中間申告が必要ない法人は、法人市民税の中間申告も必要ありません。

## 4. 設立と異動

次のような場合は、市役所への届出が必要です。

### 新規設立の場合

佐賀市内に法人を設立、または事業所等を設置した場合は、10日以内に設立申告書（設置届）を提出していただきます。

### 異動の場合

佐賀市内に事業所等がある法人で、事業年度、名称、所在地、代表者、資本金等の額の変更、または法人の解散、休業、事業所等の閉鎖等があったときは、10日以内に異動届出書を提出していただきます。

#### 【注意】

設立申告書（設置届）、異動届出書を提出する際は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写しや記載事項の事実を証明できる書類（議事録・定款等）の添付が必要です。

